

# 関島社会保険労務士事務所便り

2011年  
6月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP：<http://www.srseki.info>



## 震災後 外国人労働者不足深刻

### ◆幅広い分野で影響が

新聞報道によると、東日本大震災発生の影響を受け、外食産業や農業など幅広い分野で人手不足が問題になっているようです。これは、原発事故等を不安視するなどした外国人の帰国が増えているためです。

状況が多少落ち着き、再び日本に戻ってくるケースも出ているようですが、外国人労働者に依存していた企業では、対策が求められています。

### ◆原発事故を不安視して帰国する外国人

法務省によれば、日本における外国人登録者数は約218万人(2009年末)です。中でも約68万人で最も多い中国人は重要な労働力として役割が高まっています。

原発事故発生後、帰国者が増加し、中国政府は航空便を増やすなどして自国に戻したとされます。

この影響をまともに受けたのは、接客スタッフなど多くの外国人を雇う外食産業です。外食産業では営業時間が深夜に及ぶなど、労働条件の厳しさが目立つため、慢性的な人手不足に悩まされていま

すが、それ支えていたのが外国人の労働力なのです。

### ◆農業分野でも人手不足が問題に

外国人の帰国問題は農業分野でも影響が出ています。外食産業と同様、重要な労働の担い手であった外国人が帰国してしまったために、「出荷間近で人手がほしい」などの声があがっているそうです。

残された日本人が長時間働くしかないのが現状ですが、被災して生産を続けることができない生産者たちを募集して受け入れる仕組み作りなどが政府に期待されています。

### 事務所所在地変更のお知らせ

当事務所の所在地を下記のとおり変更いたしました。電話番号・FAX番号は変更ありません。

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

関島社会保険労務士事務所

## ◆2月末に運用スタート

日本年金機構では、公的年金記録を確認できるインターネットサービス「ねんきんネット」（以下、「ネット」）の運用を2月末から始めました。

従来の「ねんきん定期便」（以下、「定期便」）よりも情報が新しく、かつ情報量も多いため、わかりやすく簡単に自分の記録を確認することができます。

## ◆ネットの特徴

特徴は、加入開始時から直近（原則として約1カ月前）までの自分の加入記録のすべてをいつでも確認できることです。

定期便では、毎年の誕生日前に送付されるだけで、記録も2010年度分からで、35歳、45歳、58歳以外の加入者については、誕生月の直近1年間分に限定されていました。

制度ごとの加入記録や加入期間の合計についても、ネットのほうが情報は豊富です。国民年金保険料の納付状況のほか、厚生年金では勤務先名称や標準報酬月額などが月単位で表示されます。

## ◆ID・パスワードをすぐに取得可能

ネットは、2011年度分の定期便に記載された固有のアクセスキーを入力すれば、即時にID・パスワードを取得でき、自分の年金記録に随時アクセスできます。

今年度の定期便が届いていない人であ

っても、インターネットを通じて登録すれば5日程度でID・パスワードを取得できるそうです。

## ◆上手に活用して年金制度を理解

年金制度はとても複雑な仕組みですが、ネットをうまく活用することで、年金制度への理解が進むことが期待されています。

## 6月支給分から年金額が下がります

### 平成23年度の主な年金額

	22年度	23年度
老齢基礎年金 (満額の額)	792,100円	788,900円
配偶者加給及び 第1子2子加算額	227,900円	227,900円
第3子以降の 加給加算額	75,900円	75,600円
配偶者加給の特別加算		
s 9.4.2~15.4.1	33,600円	33,500円
s 15.4.2~16.4.1	67,300円	67,000円
s 16.4.2~17.4.1	101,000円	100,600円
s 17.4.2~18.4.1	134,600円	134,000円
s 18.4.2~	168,100円	167,500円
中高年寡婦加算 (遺族厚生年金)	594,200円	591,700円
厚生年金スライド率		
定額部分	1.000×0.985	1.000×0.981
報酬比例部分	1.031×0.985	1.031×0.981

# 労働問題 解雇理由証明書の注意点

解雇した従業員が「解雇理由証明書」を請求してきました。作成にあたってどのようなことに注意したらよいでしょうか。

一般的に解雇した従業員が解雇理由証明書を請求してくるときは、使用者が行った解雇に納得しないことによります。就業規則等に記載してあるどの条項の解雇事由に該当するかを明記するとともに、この条項が適用になる具体的事実となる理由を簡潔に記載し、事実と反することや関係のないことは記載しないよう注意することが必要です。

## 解雇理由証明書は断れない

労働基準法第22条第1項では、「労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（**退職の事由が解雇にあつてはその理由を含む**）について証明を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。」としており、解雇理由証明書の交付を使用者は断ることができません。

## 解雇事由と解雇理由の違い

労働基準法では労働者を雇用するときには、賃金等のほか、**退職に関する事項（解雇の事由を含む）**については明示しなければならないと定めており（15条）、就業規則を作成するときには必ず記載しなければならないとしています（89条）。

こうした労働基準法の規定からみると、解雇事由とは、就業規則等に規定してある次のような事由をいいます。また、解雇理由とはこの解雇事由に該当する具体的事実

を言います。

## 第〇〇条（解雇）

次の各号の一に該当するときは解雇する。

- （1）精神又は身体の状態等により、業務に耐えられないと認められるとき
- （2）業務能力が劣り、または勤務成績が不良で就業に適さないと認められるとき
- （3）秩序保持上やむを得ない事由があり、従業員としてふさわしくないと認められるとき
- （4）事業の縮小、その他やむを得ない経営上の理由があるとき
- （5）その他前各号に準ずる不都合があったとき

## 解雇理由証明書で悩む解雇はしない

解雇には客観的な合理的理由が求められます（労働契約法16条）。

また、労働基準法では、労働者が解雇理由証明書を請求した場合、具体的理由の記載を求めています。

そのわけは、①恣意的な解雇を防ぐこと、②労働者がその解雇理由に受忍できるか否かを判断できるようにすること、③第三者による判断を容易にすることとされています。そのため、裁判等の紛争になっても耐えられる理由が必要です。

労働者を解雇する場合は慎重に検討をおこない、後で解雇理由証明書の記載で悩む解雇は行わない方がよいといえましょう。

**●総合労働相談件数が高水準を維持**

厚生労働省は、平成 22 年度「個別労働紛争解決制度施行状況」を発表し、総合労働相談件数が 113 万 234 件（前年度比 0.9%減）とやや減少したが、依然として 100 万件を越す高水準であることがわかった。（5 月 26 日）

**●被災 3 県の失業者数が 11 万人超に**

厚生労働省は、震災後の岩手・宮城・福島 3 県における失業者数（3 月 12 日～5 月 22 日）が 11 万 1,573 人になったと発表した。前年同期比では 2.4 倍となっている。（5 月 25 日）

**●大卒者の就職率が 91.1%で過去最低タイ**

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業の大学生の就職率が 91.1%（前年同期比 0.7 ポイント減）で、過去最低（平成 12 年 3 月）と同じだったと発表した。短期大学生（女子学生のみ）は 84.1%（同 4.3 ポイント減）、高等専門学校生（男子学生のみ）は 98.5%（同 1.0 ポイント減）、専修学校生（専門課程）は 86.1%（同 1.3 ポイント減）。（5 月 24 日）

**●震災で「借入金の返済」の法律相談が最多**

日本弁護士連合会は、東日本大震災後に宮城県内で受け付けた法律相談（1,057 件）のうち、「ローン、借入金の返済」（195 件）に関する相談が最多だったと発表した。その他は「不動産関係」が 184 件、「遺言・相続関係」が 106 件、「借地・借家関係」が 100 件だった。（5 月 24 日）

**●震災復旧中の労災事故で 7 人が死亡**

厚生労働省は、東日本大震災後の復旧作業中に、休業 4 日以上の方災事故に遭った労働者が 120 名（4 月末時点）になったと発表した。そ

のうち死亡した人は 7 人で、事故別では「墜落・転落」（55 人）が最も多かった。（5 月 21 日）

**●労災による死亡者数が 11 年ぶりに増加**

厚生労働省が平成 22 年の「労働災害発生状況」を発表し、労災による死亡者数が 1,195 人（前年比 120 人増）となり、11 年ぶりに増加したことがわかった。業種別では建設業（365 人）、製造業（211 人）、陸上貨物運送業（154 人）が多かった。（5 月 20 日）

**●女性の雇用者数が過去最高に 2,329 万人**

厚生労働省が「平成 22 年版 働く女性の実情」を発表し、女性の労働力人口が 2,768 万人（前年比 0.1%減）と 2 年ぶりに減少したが、女性の雇用者数は 2,329 万人（前年比 0.8%増）と過去最多となったことがわかった。（5 月 20 日）

**●「合同労組」関与が過去最高に**

中央労働員会は、平成 22 年において労働委員会が扱った「集団的労使紛争」や「個別労働紛争」のあっせん件数を発表し、「合同労組」が関与した集団的労使紛争事件の割合が 69.8%（前年比 3.1%増）となり、過去最高となったことがわかった。（5 月 20 日）

**●「執行役員も労災保険法上の労働者に該当」**

脳出血で死亡した商社の執行役員が労災保険法上の「労働者」に該当するか否かが争われていた訴訟で、東京地裁は「労働者に該当する」と判断し、労災保険の不支給処分を取り消す判決を下した。裁判長は「会社の指揮命令下で業務を行っており、実質的には従業員の立場だった」とした。（5 月 20 日）